

② 控除について

控除を受ける場合は、必ず該当項目欄に記入してください。

控除の対象になるのは、令和2年1月～12月中の支払分に限りです。

下記必要書類の添付がない場合は、控除の対象となりません。(源泉徴収票に控除額が記載されている場合は不要です。)

<p>◆医療費控除</p> <p>領収書は5年間手元で保管してください</p> <p>(令和3年度からは領収書の添付では医療費控除は受けられません。ご注意ください。)</p>	<p>A・Bどちらか一方のみ適用可能</p>	<p>A 従来の医療費控除</p> <p>必要書類 ・医療費の明細書または医療保険者等の医療費通知書(※1) (領収書の添付では受け付けられません。)</p> <p>※1 医療を受けた人の氏名、病院・薬局の名称、内容(治療費、交通費など)、支払った額、補てん額の記載があるものでご自身で作成したもの、または板橋区作成の「医療費控除の明細書」をご利用ください。医療費通知書に関しても、上記項目の記載があるものに限ります。</p> <p>本人および、同一生計の親族が病院などに支払った医療費</p> <p>【控除対象】前年中に支払った医療費(領収日が前年中のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザなどの予防接種は原則対象外です。 ・おむつ代は医師の証明書が必要です。 <p>【控除額】次のいずれか多い方の金額(限度額200万円)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①(支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされた金額) - 総所得金額等の5% ②(支払った医療費の総額 - 保険金などで補てんされた金額) - 10万円 <p>B セルフメディケーション税制による特例</p> <p>必要書類 ・特定一般用医薬品購入費の明細書(※2) および 健康診査の証明書等(※3)</p> <p>※2 薬局の名称、医薬品、支払った額、補てん額の記載があるもの(領収書の添付では受け付けられません。)</p> <p>※3 予防接種の領収書(原本)、健康診査等やがん検診の結果通知表等(コピー可)をいいます。(一部対象外あり)</p> <p>本人および、同一生計の親族が支払った特定一般用医薬品等購入費(※4)</p> <p>【控除対象】前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費(領収日が前年中のもの)</p> <p>【控除額】特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補てんされた金額 - 12,000円(限度額88,000円)</p> <p>※4 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアや薬局等で購入できる市販薬に転用された一定の医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧等については、厚生労働省ホームページを参照、または同省電話(03-5253-1111)までおたずねください。</p>																				
<p>◆社会保険料控除</p>		<p>必要書類 ・国民年金保険料は領収書原本または控除証明書原本</p> <p>本人および、同一生計の親族が支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料 ※配偶者や親族の公的年金等から源泉徴収されている保険料は控除の対象になりません。</p> <p>【控除額】支払った保険料などの全額</p>																				
<p>◆小規模企業共済等掛金控除</p>		<p>必要書類 ・掛金払込証明書原本</p> <p>前年中に支払った小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金、心身障害者扶養共済者掛金などの掛金</p> <p>【控除額】支払った掛金などの全額</p>																				
<p>◆生命保険料控除</p>		<p>必要書類 ・生命保険料控除証明書原本</p> <p>前年中に支払った一般の生命保険料、生命保険契約に基づく個人年金保険料および介護医療保険料</p> <p>【控除額】一般生命保険料控除額、個人年金保険料控除額、介護医療保険料控除額を合計し、全体の控除額とします。(上限70,000円)</p> <p>(1) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)支払保険料の計算</p> <table border="1" data-bbox="462 1243 1364 1377"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額 (上限12,000円)</td> </tr> <tr> <td>12,001円～ 32,000円</td> <td>(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 6,000円 (上限22,000円)</td> </tr> <tr> <td>32,001円～ 56,000円</td> <td>(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 14,000円 (上限28,000円)</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)支払保険料の計算</p> <table border="1" data-bbox="462 1411 1364 1545"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額 (上限15,000円)</td> </tr> <tr> <td>15,001円～ 40,000円</td> <td>(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 7,500円 (上限27,500円)</td> </tr> <tr> <td>40,001円～ 70,000円</td> <td>(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 17,500円 (上限35,000円)</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 一般生命保険料または個人年金保険料が新契約と旧契約の両方がある場合 一般生命保険料、個人年金保険料それぞれ、次の①～③のうち、最も高い金額を控除額とします。①新契約のみを適用(上限28,000円)、②旧契約のみを適用(上限35,000円)、③新・旧の合計額を適用(上限28,000円)</p>	支払った保険料の合計金額	控除額	12,000円以下	支払った保険料の全額 (上限12,000円)	12,001円～ 32,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 6,000円 (上限22,000円)	32,001円～ 56,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 14,000円 (上限28,000円)	56,001円以上	28,000円	支払った保険料の合計金額	控除額	15,000円以下	支払った保険料の全額 (上限15,000円)	15,001円～ 40,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 7,500円 (上限27,500円)	40,001円～ 70,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 17,500円 (上限35,000円)	70,001円以上	35,000円
支払った保険料の合計金額	控除額																					
12,000円以下	支払った保険料の全額 (上限12,000円)																					
12,001円～ 32,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 6,000円 (上限22,000円)																					
32,001円～ 56,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 14,000円 (上限28,000円)																					
56,001円以上	28,000円																					
支払った保険料の合計金額	控除額																					
15,000円以下	支払った保険料の全額 (上限15,000円)																					
15,001円～ 40,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 2 + 7,500円 (上限27,500円)																					
40,001円～ 70,000円	(支払った保険料の合計金額) ÷ 4 + 17,500円 (上限35,000円)																					
70,001円以上	35,000円																					
<p>◆地震保険料控除</p>		<p>必要書類 ・地震保険料控除証明書原本 ・旧長期損害保険料控除証明書原本</p> <p>前年中に支払った地震保険料や、旧長期損害保険契約の保険料</p> <table border="1" data-bbox="518 1713 1476 1904"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の合計金額</th> <th>保険料の控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額 ÷ 2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払額 ÷ 2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震保険料・旧長期損害保険料の両方がある場合、(1)(2)を個別に計算し、合計額を控除額とします。(上限25,000円)</p>	保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額	(1)地震保険料	50,000円以下	支払額 ÷ 2	50,001円以上	25,000円	(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額	5,001円～ 15,000円	支払額 ÷ 2 + 2,500円		15,001円以上	10,000円				
保険料の区分	支払った保険料の合計金額	保険料の控除額																				
(1)地震保険料	50,000円以下	支払額 ÷ 2																				
	50,001円以上	25,000円																				
(2)旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額																				
	5,001円～ 15,000円	支払額 ÷ 2 + 2,500円																				
	15,001円以上	10,000円																				
<p>◆雑損控除</p>		<p>必要書類 ・証明書原本または領収書原本</p> <p>災害・盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 配偶者や他の親族が受けた損害は、その方の前年中の所得が48万円以下であることが条件です。</p> <p>【控除額】次のいずれか多い方の金額</p> <ol style="list-style-type: none"> ①損害金額 - 保険金等で補てんされる金額 - (総所得金額等の合計額) × 10% ②災害関連支出の金額 - 5万円 																				
<p>◆基礎控除</p>		<p>【控除額】43万円(合計所得金額2,400万円超の方は、段階的に控除額が下がり、2,500万円超の方は、基礎控除はありません。)記入の必要はありません</p>																				